

令和7年度事業計画

社会福祉法人ぷらうらんど

【児童発達支援センター】

<基本方針>

1. 発達に気がかりのある子どもを対象に、日常生活で困っていることや苦手なことに對して、その理由をアセスメントし、訓練や練習ではなく遊びを通して、できないと思っていたことができたという成功体験を積み、日常生活での不自由をなくしていきます。具体的には、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）の支援プログラムのなかに、感覚統合の視点を取り入れ、運動発達やことばの発達を促し、基本的な生活習慣（食事・排泄・更衣・睡眠・清潔等）を獲得していくことを療育と位置づけ実施していきます。
2. きょうだいを含めたご家族への適切な助言及び、特性に配慮した家庭環境を整備していきます。
3. 保育所、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ等へのスムーズな移行を支援し、子どものライフステージの切り替えを見据えて、将来的な移行に向けた準備を関係機関と連携を図りすすめていきます。
4. 保育所、学校、医療と情報の連携や調整を行い、子どもの支援方法や環境調整に関する相談支援等の取り組みを行います。
5. 地域住民との日常的な交流のなかで、自然体験活動や地域での季節行事、祭事へ参加しコミュニケーション能力、社会的スキルを身につけ人間関係の大切さを体得していきます。

ぷらうらんど kouminkan ひだか

<目標>

児童発達支援センターの利用にあたって敷居を低くし、保護者が気軽に相談ができ早期に療育を受けることができる地域をつくっていきます。

<目的>

1. 子育て中の親子や祖父母が出会い交流する場を提供します。
2. 自然体験活動を通して親子で遊ぶ場を提供します。
3. 保護者の休息ができ集える場を提供します。
4. 保護者同士で子育ての悩みを話することができる場をつくっていきます。
5. 身近な子育ての専門家として子育ての相談を受け、早期に療育が受けられるように利用につなげていきます。

<事業計画>

1. 年長児を対象に就学前準備として「ぶれすくーる」を実施します。
2. いの町委託事業を実施します。

① 4 か月健診へスタッフとして参加します（保健師：年 6 回） ② 4 か月健診後の要フォロー児には、担当保健師と家庭訪問を行ったり、療育教室「おやこっこたいむ」つなげていきます（理学療法士・保健師：年 6 回） ③ 早期療育が必要な対象児をいの町と検討し、利用につなげ早期に発達課題を解決していきます。 3. 「おためしショートステイ」と「炊き立て羽釜食堂」を同時開催します（月 1 回） ① おためしショートステイでは、ペアレントトレーニング実践宿泊教室、保護者の交流、グループカウンセリング、研修会を実施します。 ② 炊き立て羽釜食堂では、きょうだい支援、自然体験活動、地域住民との交流を体験します。 4. 地元のスーパーマーケットにて子育て相談を実施します（年 4 回）	ぷらうらんど kouminkan たの <目標> 早期療育の取り組みができている市町村と対象児となる出生児全員の発達を保障していきます。 <目的> 早期療育をすすめていくための委託事業について、市町村と検討し内容の充実を図っていきます。 <事業計画> 1. 年長児に就学前準備として「ぷれすくーる」を実施します。 2. 中芸広域連合委託事業を実施します。 ① 地区担当保健師と新生児訪問を実施します。 ② 乳児健診・1.6 才健診・3 歳児健診へスタッフとして参加します（各 12 回） ③ 健診後の要フォロー児を、療育教室「子どもと楽しむ 12 か月」（理学療法士・保健師：必要時）につなげ、地区担当保健師と役割分担をし利用につなげ早期に発達課題を解決していきます。 3. 室戸市委託事業を実施します。 ① 4 か月健診までの乳児を対象にした「ゆうゆうひろば」（理学療法士・保健師：12 回）で、発達状況を把握し、保護者の子育て不安やストレスの軽減を図っていきます。 ② 早期療育が必要な対象児を室戸市と検討し、利用につなげ早期に発達課題を解決していきます。 4. 東洋町 ① 乳児健診へスタッフとして参加します（理学療法士・保健師：年 4 回） 1.6 才健診・3 才児健診において希望のある保護者に対しての発達相談を実施します。
---	---

② 乳児健診後の要フォロー児の家庭訪問を実施します。 ③ 保育所への訪問支援を実施します。 5. ひだか事業所で実施する、おためしショートステイと炊き立て羽釜食堂と連携を図っていきます。 6. 保護者同士の交流の場をつくります。 7. ペアレントトレーニングを実施します。 8. グループカウンセリングを実施します。
【 障 害 児 相 談 支 援 事 業 】
<基本方針> 委託を受けた中芸広域連合・いの町・日高村と連携を図り、計画相談においては解決すべき課題を明確にし、支援目標を立て課題解決に向けてプランを作成します。そして、課題解決に必要な福祉サービスへつなぎ定期的にモニタリングを行い課題を解決していきます。計画相談終了後は、一般相談として継続的にかかわっていきます。 <事業計画> 1. いの町から計画相談 60 件の委託を受けます。 2. 日高村から計画相談 20 件の委託を受けます。 3. 中芸広域連合から計画相談 40 件の委託を受けます。
【 保 育 所 等 訪 問 支 援 事 業 】
<基本方針> 子どもの支援に関する知識や経験があり、集団生活への適応のための専門的な技術を持つ、児童指導員・保育士・理学療法士等が訪問支援員として保育所に出向き、利用児の発達に応じた適切なアセスメントに基づき、実効性のある具体的方法を提案し、保育所等で実践できるようにしていきます。 <事業計画> サービス提供地域において、保護者・保育所（園）・学校からの依頼に応じて実施していきます。
【 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス 事 業 】
<ひだか事業計画> 1. 学習のつまづきについて、絵画語彙検査・音韻検査・ひらがな単語聴写テスト等を実施し、発達検査値を参考にし、つまづきに対して発達特性に応じた具体的な支援を行う「もこの活動」を実施します。宿題については自主学習の場として位置づけ学力保障にかかる学習支援は行いません。 2. 集団療育として、和太鼓（月 2 回）に取り組みます。 3. おためしショートステイを実施します。 対象児については、日常生活の自立に向けた具体的な支援内容を、個別支援計画に盛り込み、生活していくうえで必要なスキルを身につけていきます。

4. 生活体験・社会体験の場として、炊き立て羽釜食堂に参加し社会性を獲得していきます（年6回）

＜たの事業所＞

○令和2年度より休止しています。

【 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 】

＜基本理念＞

高知県東部地域2市7町村を担当し、地域の児童福祉に関する問題について、児童虐待の未然防止を目的とし、児童発達支援センターとして持っている「療育技術」を生かして、専門的な知識及び技術を必要とする保護者の子育てに関する悩みや相談に応じていきます。併せて市町村の求めに応じて、日常生活における子どもの発達に関する専門的な知識及び技術を提示し、子どもと保護者による具体的な対応方法の体験を通じて、継続した虐待予防と保護者支援につなげていきます。

＜事業計画＞

- ① 児童発達支援センターを田野町及び日高村に開所していることから、ぷらうらんど kouminkan ひだかを、児童家庭支援センターぷらうらんどの分室と位置づけ、利用児に対しても同様に取り組んでいきます。
- ② 中央児童相談所からの指導委託を受け関係市町村と連携を図り、地域移行への支援を実施します。
- ③ 関係市町村要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、市町村の要請に応じた支援を行います。
参加する要保護児童対策地域協議会は、中芸広域連合要保護児童対策地域協議会、室戸市要保護児童対策地域協議会、東洋町要保護児童対策地域協議会、芸西村要保護児童対策地域協議会とします。
- ④ 関係機関と連携を図り、要保護児童・家庭の情報把握につとめ、問題解決に向けて充実した相談支援活動を行っていきます。
- ⑤ 児童家庭支援センター協議会（高知県、四国、中国四国、全国）及び高知県児童養護施設協議会に参加し、情報共有や事例研修を行います。また事業所内で児童虐待防止に関する職員研修を実施します。

【 社 会 貢 献 活 動 】

1. 炊き立て羽釜食堂の開催（月1回）

○岡シェフ（お屋敷かふえ村の小さな台所おきな：年6回）とぬくもり処（集会所運営組織：年6回）との共催で実施します。

○子育て中の親子を対象に料理を作って食べ、体験活動を通しておもいきり自然の中で遊ぶ場を提供します。

○季節の行事や年末恒例の餅つきを地域住民と一緒に行います。 2. 地域の休耕田を借り、ぷらうらんど農楽部が農業体験の場を提供します。 ○親子で田植え・稲刈り・野菜作り等を体験します。 3. 福祉避難所としての防災訓練を実施します。 4. 一斉清掃・部落会・祭事への参加等、自治活動へ参加します。 5. 創立記念事業として、劇団カップ座による人形劇を開催します（）
【 職 員 研 修 】 1. 感覚統合研修会を実施します（年6回） 2. チーフ研修会を運営会議・みらいの福祉検討会と並行に実施します。 3. 各事業所で研修テーマを決め、療育に取り組みます。 4. 感染対策委員会・身体拘束適正化検討委員会・虐待防止委員会を開催します。 5.
【 み ら い の 福 祉 建 築 プ ロ ジ ェ ク ト 】 1. 6月申請に向けて再チャレンジをします。 2. みらいの福祉検討会を立ち上げ、採択の有無にかかわらず、単独型障害児ショートステイの事業化に向けて検討を続けていきます。